

吹田市市民部人権政策室会計年度任用職員 募集要項

1 募集職種

人権啓発活動推進業務

2 主な勤務内容

- ・ 市主催の人権啓発講演会等の啓発事業についての企画や運営
- ・ 小学校区ごとの吹田市人権啓発推進協議会地区委員会活動等への助言、連絡調整
- ・ 人権啓発関係文書・起案作成、電話対応や窓口対応

3 採用予定人数

1 人

4 受験資格

吹田市立の小学校又は中学校において、校長又は教頭の経験を有する人で欠格条項（地方公務員法第 16 条）のいずれにも該当しない方

欠格条項（地方公務員法第 16 条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 勤務条件

任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	月曜日から金曜日までのうち所属長が指定する週 4 日 土、日曜日、国民の祝日法に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは休みです。

勤務時間	週 29 時間 原則、午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（休憩時間 45 分） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
勤務場所	吹田市泉町 1－3－40 （吹田市役所） なお、勤務先は変更となる場合があります。
給与	月額 228,476 円（地域手当を含む）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給されます。
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与（最大 10 日）
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	特定退職金共済制度及び吹田市勤労者福祉共済制度に加入 任用時はすべて条件付とし、原則として任用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 試験の日時・会場・内容・発表

	試験
日 時	令和 7 年 2 月 3 日（月） 午後 6 時から順次実施
会 場	吹田市役所 高層棟 1 階 人権政策室会議室
試 験	個別面接
発 表	合格者には、令和 7 年 2 月 21 日（金）までに通知します。

※1 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消することがあります。

※2 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

7 受験手続

(1) 申込先 市民部人権政策室

(2) 手続方法等

令和7年1月15日(水)から令和7年1月22日(水)までの開庁日の午前9時から午後5時までに別紙申込書に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真(正面向き、本人と確認できるもの)を貼付し、市民部人権政策室へ提出してください。
(郵送の場合は必着)。

8 その他

(1) 試験に関する提出書類は一切お返ししません。

(2) 天候等の状況により試験の実施が危惧される場合は、お問い合わせください。

【宛先及び問合せ先】

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

吹田市役所 市民部 人権政策室

電話：06-6384-1513

(担当) 松川、三木